

# 常陸国風土記の抄本的性格について

三 谷 栄 一

現存の常陸国風土記は抄本である。白壁・河内両郡の記載は見えず、他の新治・筑波・香島・那賀・久慈・多珂の八郡は各所で省略されている。にも拘らず行方郡のみ「不略之」と記されているごとに全文記載されているのである。しかし、この問題については、いまだ殆ど究明されていないといつてよい状態にある。

常陸国風土記は、その冒頭に、「常陸国司解」記す如く、常陸国庁から太政官に提出された報告文書であつて、もとから、「常陸国風土記」という標題があつたのではない。従つてその編修責任者は、いうまでもなく、国司であり、恐らく国庁において国司の許で、その下僚が編纂したものと推定される。

その編纂に当つては、勿論、国庁において、各地域からの資料の提出を得て編纂したか、各郡ごとに郡司のもとで一応編著されたものを調整したり、推敲したものであらうと思われる。そして一旦成立した風土記清書本は朝廷に上進され、副本は国庁に残され、又各郡にもそれ／＼の郡衙に保存され、伝写されて伝来したものと推定される。

さて、現存常陸国風土記の行方郡のみが、「不略之」と記されて

他の郡の全てが省略されるか抄本化されることは、どうしても行方郡の人々が関与していると推定するのは当然であろう。行方郡は大化の改新による新制度に伴つて設置された新郡であつて、「常陸国風土記」の行方郡の条を見ると、

古老の曰へらく、難波の長柄の豊前の大宮に天の下知らしめし  
し天皇（孝徳）の世、癸丑の年（白雉四年  
六五三）に、茨城の国造小乙下  
壬生、連麻呂、那珂の国造大建壬生、直夫子等、総領高向の大夫、  
中臣幡織田の大夫等に請ひて、茨城の地八里、那珂の地七里、  
合せて七百余の戸を割きて、別に郡家を置きき。所以に行方郡  
と称ふといへり。

とあつて、行方郡は、那珂の国造家壬生氏と茨城国造家壬生氏、つまり常陸国における豪族壬生一族によって創設された新郡であつたのである。壬生氏が新設の郡と深い関係をもち、その氏人がこの地方に居住し一大勢力をなしていたことについては、拙稿「常陸国風土記の成立と壬生氏」なる論文で詳述したところである（実践女子大学  
紀要第八集、  
昭和三九  
年三月）。

壬生氏は行方郡や右の那賀郡・茨城郡に勢力を振ったばかりでな

く、陸奥国に行方郡や行方郷を建設した程であって、従って、行方郡を中心にして記載している現存常陸国風土記は、行方郡に居住し、郡衙に関係していた壬生氏のある者が、誇高き行方郡の壬生一族の歴史を伝えようとして書写して置いたのであって、現存の風土記が、行方郡だけを完全な姿において伝え、他の諸郡のは抄出してしまった所以ではなかったかと、右の論文において推定して置いたのである。

然るに最近に到って、二つの新しい学説の提示が見られた。その一つは、『茨城県史料 古代篇』(昭和四三年十一月刊)所載の「常陸国風土記」の解題で、飯田瑞穂氏が次のように述べられた。即ち、

このように、省略の痕跡がはっきり残るとき不手際は、延長の再修のものとしては考えにくいことであって、やはり、通説のように、この省略の註記は、伝写にあたった人物がもとの本の不要の箇所を省いて写し、その際に省略したことを示すために施したものであると考えるべきであろう。省略には一定の方針がなければならぬといひ、現存本からは一定の省略の方針がうかがえぬとする説があるが、書写者の個人的な必要や、興趣や、書写の事情はそう簡単に割りきれられるものではなく、方針にしたがって理詰めには写す場合ばかりとはいえない。また方針がないとするのもやや疑問で、現存本が地勢・物産よりは伝説の記載に重点をおいているように見えるのは、元來の方針に加えて、いくぶんこの省略の結果、その傾向が助長されていることにもよるのではなからうか。……また省略の時期は、鎌倉末文永ごろ成立の釈日本紀や万葉集註釈に、現存本には見えない記事が多く引用されているので、その頃までは完全な形の本も

伝わっていたと推定されるが、現存本の祖本の状態がまったくわからないので、省略の行なわれた時期や事情はほとんど明らかにはしがない(同書三頁)。

とほゞ妥当な通説による意見を述べられたが、結局わからないという一言に尽きる。これに対して、最近、志田淳一氏が、「常陸風土記の省略をめぐる問題」という好論(「日本歴史」四四(和四四年二月号))を發表され、私の説を批判されて、次のように述べられた。

もし三谷博士のいう通りだとすれば、いかなる説話を省略しようとしたのであろうか。各郡の省略の度合をみても、香島郡は白鳥の里までは略されていない。したがってこの郡の記事は行方郡について分量があり、省略の部分は少なかつたと推測される。これに対して新治郡は他郡に比して省略が著しく、現存の記事はきわめて少ないのである。香島郡の記事は白鳥の里まで略されていないのは、おそらく香島の大神に関する説話が多かつたからに違いない。したがって行方郡の記事が省略されていないのは、この郡には倭武天皇や香島・香取神子の社など神社に関する多く記されていたからであろう。

と説かれ、更に、

八世紀から九世紀初めにかけての蝦夷征伐は、和銅二年から始まるが、特に宝龜から延暦にかけては、「坂東の安危は此の一挙に在り」(「日本紀・延暦七」)といわれるほど重要な大事業となつた。そのために、今までみられなかった大規模な軍隊が編成され、……その征夷にともなう日本武尊の武勳が、かえりみられていたときでもあつたから、常陸風土記の神社に関する説話が残され、他は原則として省略されることになつたのであろう。

ということになれば、省略本発生の時期は延暦年間、省略者は、常陸国庁の官人ということになるか。

という学説を展開されたのである。大変興味ある論文ではあるが、私は賛同出来ない。むしろよく考えると、かえって私説を強化するのではないかと考えるのである。

ところで仮に、氏が右の論文で説かれるように、国家の経営が東北未開の地に及び、蝦夷征伐が激しく行われるに伴い、日本武尊に對する信仰が高まって、神社に關する説話とか、倭武天皇に關する説話が抄出されたのが現存常陸国風土記だとし、新治郡などで省略の著しいのは、元來風土記に存在した筈の同郡に關する記事で逸文に見える、

常陸国風土記に云はく、新治の郡。駅家。名を大神と曰ふ。然稱ふ所以は、大蛇多くあり。因りて駅家に名づく。云々

などのごとく、単に大神の駅家の地名由来を述べたに過ぎず、志田氏の言う如き神社に關する説話でないからであるとして、氏の説の一つの例証に掲げられているように解釈し、この氏の説が正しいとするならば、全く省略されていない行方郡においても、次に見える、

郡より西北のかたに提賀の里あり。古佐伯ありき。手鹿と名づく。其の人の居たれば、追ひて里に着く（後世それによつて里名とした意）。其の里の北に香島の神子の社あり。社の周の山野は地沃えて、柴・椎・栗・竹・茅の類、多に生へり、此（提賀の里）より北、曾尼の村あり。古佐伯ありき、名を疏祢毗古といふ。名を取りて村に着く。今、駅家を置く。此を映尼の駅と謂ふ。

などは、新治郡で省略された駅家の由来説話と全く同一型の説話だ

が、何故に行方郡のは省略されなかったのだろうか。あるいはここには、氏の言われる香島の大神に關する記事が見えるが故に省略されなかったのだろうか。よしそうだとしても、香島の大神の記載のあとに見える産物の列挙や「曾尼の駅」の地名由来は、志田氏の説によれば、当然「以下略之」とすべき個所であろうと思われるのに、なぜ行方郡のは省略されなかったのだろうか。殊にここに見る産物の記載は、他郡においては、多く省略された形跡の多い部分である。それが行方郡では他の個所においても全く省略されていないのである。中でも、

板來の南の海に洲あり、三里許なり。春の時は、香島・行方二つの郡の男女尽に來て、蚌・白貝、雜味の貝物を拾ふ。

という条などは、志田氏の説によれば、他郡では当然省略されてしまった筈の文である。しかるにこの行方郡にのみ残存したのは、香島・行方郡の人々にとっては捨てるに忍びない、惜しい、なつかしい季節的な年中行事の記載でもあって、氏のような如き、省略者である茨城郡に在る「常陸国庁の官人」が、省略本に特に残すほどの記事とは決していえない。特に、行方郡の条に、

郡家（郡の役所）の南の門に一つの大きな櫓あり。其の北の枝は、自から垂りて地に触り、還、空中に聳ゆ。其の地は、昔、水の沢ありき。今も霖雨に遇へば、庁（郡の役所）の庭に濕漑まる。郡（郡家の意）の居邑に橋の樹生へり。

とある条の如きは、志田氏の論拠とする香島の大神の記事でもなければ、倭武天皇に關する記事でもなく、全く、行方郡役所の所在する地の情況を描いたに過ぎないものであって、風土記冒頭にいう「常陸国司解、申ニ古老ノ相伝ニ旧聞ノ事」からはひどく逸脱して

いるといつてよい記事であるし、和銅六年五月の官命による規定事項からも程遠い記事といえる。それを省略個所の多い常陸国風土記で、ただ行方郡のみが、このような記事さえをも省略されず、完全に記載されている理由を、この記事や前記の記載が明瞭に物語ってくれるように思われるのである。

それ故に、現存の省略本は、行方郡をなつかしむ、行方郡の郡司か、行方郡関係者か、つまり壬生氏一族の手によるものでなければならぬと、私には思われるのである。

また氏が、香島郡が白鳥の里までは省略されていないのは、香島の大神に関するからであると考えたのは、全く同感ではあるが、香島大神の創設と神郡創設は、既に述べた拙論に詳述した如く、風土記の香島の条の冒頭に、

古老のいへらく、難波の長柄の豊前の大朝の馭宇しめしし

天皇（孝徳）のみ世、己酉の年（大化五年六四九）、大乙上中臣（

子・大乙下中臣部兎子等、惣領高向の大夫に請ひて、下総国、海上国造の部内、軽野より南の一里と、那賀国造の部内、寒田

より北の五里とを割きて、別きて「神の郡」を置きき。其処に有ませる天の大神の社・坂戸の社・沼尾の社、三処を合せて、

惣べて香島の天の大神と称ふ。因りて郡と名づく。

とあって、大化新制に伴い、那賀郡の一部と下総国海上郡の一部を割いて新たに出来た郡であることは確かである。序に言うが、一里とか五里とかいうのは、郷・里の里をいうのであって、距離をいう里ではない。さて香島郡創設に当って注意されることは、海上国造領より那賀国造の供出した邑里の方が多きことである。大化改新に当っては、郡の設置は多くはもとの国造や県主の領土を基準として

その区域が定められ、設置された郡の長官・次官には国造や県主がおもに採用されている。その方が郡の政治に都合がよかつたからであろう。ところで、香島郡という新設郡は那賀国造が旧領地の五里も供出するという那賀国造の大きな犠牲において行われている。それを敢行しているところに「神郡」香島郡の謎があり、更に『三代実録』の清和天皇貞観八年（八六六）正月の条に見える「常陸国鹿島神宮司言」の中に、

鹿島大神宮惣六箇院、廿年間一加修造、所用材木五万余枝、工夫十六万九千余人、料稻十八万二千余束、採造宮材之山、在那賀郡、去宮二百余里、行路嶮峻、挽運煩

とあるように、廿年に一度修造することは、『日本後紀』の弘仁三年（八二二）六年辛卯の条でも明らかだが、その修造の神宮の用材は、すべて那賀郡の木材を用いる習慣であったことである。神宮の周辺に用材が無いわけではなかったことは、右の文に続けて、宮司言は述べている。

伏見造宮材木多栗樹、此樹易栽、亦復早長、宮辺閑地、且栽栗樹五千七百株、榎樹四万株、望請付神宮司、令加殖、兼斎守。

とあるように、那賀郡から用材を得るのは極めて不便であったにも拘らず、永年にわたり継続されていたのは、創建以来那賀郡と深い関係のあったことを意味するのは明瞭である。つまり鹿島大神と那賀国造壬生家とは密接不離な関係にあったことを示すものといつてよい。そして鹿島大神は建借間命を祖と仰ぐ那賀国造家壬生氏が元来奉祀したものであろうと、前記の拙論に述べておいた通りであつて、従つて香島大神に関する記事の部分までが省略されていないの

は、むしろ壬生氏が鹿島神社と深い関係あることを誇りとして自負していたが故であろうと私には思われて、志田氏の説はむしろ私説を強化するものといえたのである。

ところで、志田氏は信太郡の沿革・由来に関する記事の省略を、『釈日本紀』巻十の記載の、

公望の私記に曰はく、案ずるに、常陸国風土記に云はく、信太郡。云々 古老の曰へらく、難波の長柄の豊前の宮（孝徳）に御宇しめしし天皇の御世、癸丑の年、小山上物部河内・大乙上物部会津等、惣領高向の大夫等に請ひて、筑波・茨城の郡の七百戸を分ちて信太の郡を置けり。此の地は、本、日高見の国なり。云々。

という記事と、『万葉集註釈』巻二記載の、

常陸国風土記に、信太郡と名づくる由縁を記して云はく、黒坂命、陸奥の蝦夷を征討ちて、事了へて凱旋り、多歌郡（多賀郡）の角枯山に及びて、黒坂命、病に遇りて身故りき。ここに、角枯を改めて黒前山と號けき。黒坂命の輪輻車（輻車）、黒前山より發ちて日高見の国に到りき。葬、具の儀の赤旗と青幡と交雜り飄颺りて、雲と飛び虹と張り、野を瑩らし路を耀かしき。時の人、赤幡の垂の国と謂ひき。後の世の言に、便ち信太の国と称ふ。云々

という二つの記事の中に、信太郡の古名が「日高見国」と明記されており、それを、後世、常陸国庁の官人達が嫌悪したからであると推定されたのである。氏の根拠は、日高見の国という語が、景行紀二十七年の条に、「東夷之中。有日高見国」。其国人。男女並オレヒニギノミ椎ウラケケテラフ結文フツケケテラフ身。為人勇悍。是総曰「蝦夷」とあるように蝦夷の住む国と

考えられていたので、それを嫌って、この記事の部分を省略したのであると推論されたのである。

しかし日高見の国なる名称は、常陸国庁の官人がそれほど嫌悪する名称であったのであろうか。もしもこうした日高見国なる称呼が嫌悪される意をもつ思想が、記紀編纂当時の文人達にあったとしたならば、わざわざ信太郡地方の古名として常陸国風土記に記載はしなかったのではないだろうか。

一体、日高見国は延喜式祝詞の「大祓詞」・「遷却崇神」祭詞には、天つ神からお委せられてこの地に降臨した皇孫瓊杵尊が四方の国の最中として、「大倭日高見の国」を安国と定めたという文詞の中に見えるのであって、大和国を称美しているのである。松村武雄氏は、「日つ上」「日の上」の意で、太陽の出る方向、すなわち、東方の地を意味する語であったと推定されている。津田左右吉氏も、「大倭日高見之國」の称は、日神の後裔たる天皇の都の地としての美称であるとされているが、岩波日本古典文学大系『日本書紀』上の補注は、いずれの説も、天孫の降臨した日向からみて東方の大和の国に対する「美称」とみるという点で当たっているであろうと、両氏の説を引用して説いている。更に「日高見国」という称は、西方から東方への進出の限端をいうものであって、本来特定の地に固定せず、中央政府の支配権の拡大に伴って東進したものと考えられている。岩波の古典大系の補説は、喜田貞吉氏のいうように、常陸国信太郡を日高見国というのは、その初期の名称であろうとい、景行紀の蝦夷に関する記載が、斉明朝ごろの東北支配の実情を反映するものとするならば、そこにみえる日高見国とは、やはり多賀城の北方、北上川下流の地域とみるのがもっとも妥当である

うとしている。首肯し得る解説だと私は考えている。事実、延喜式神名帳に、陸奥国桃生郡(現宮城県 桃生郡)には、「日高見神社」があることから、律令時代に入ってからには、陸奥の中部に日高見の地名があったことは否定出来ない。前記のように、日高見という語は、太陽信仰に基づく太陽の出る方向を基準にした東方の意であろうから、日高見の地も中央政府の勢力の東方進出に伴って東北へ遠退くように移動して行ったのである。信太郡は、元来孝徳天皇の御代、筑波・茨城の両郡を割いて創設された地域ではあるが、前記の拙稿に述べて置いた如く、筑波郡・茨城郡は郡制以前の国造時代にも筑波国・茨城国といわれ、新治国と共に常陸国としては最も早く開拓された地方であり、『先代旧事本紀』にも新治国造、筑波国造、茨城国造の順に並べられ、また延喜式などに見る諸国の郡を列挙する順序は都に近い方から初まるのが原則であるから、東海道に属する常陸国は当然相模、上総、下総を経て、下総の海上郡あたりから続く郡から当然はじめなければならぬ筈であるのに、不思議なことに新治、白壁(新設郡)筑波、河内(新設郡)信太(新設郡)茨城……といった順に列挙されているのである。これらの理由は前記論文で詳述した如く、常陸国の開拓は、もと、東山道を経て、新治国・筑波国地方から始まったと考えられ、日本武尊の歌謡「新治筑波を過ぎて」が常陸地方の代表となった所以でもあり、この地方が、かつて大和朝廷からみて日高見国であった時代があったのである。ただこの新治郡が省略されたのは、新治郡新設に当って筑波茨城という、古くは壬生氏の傘下にあった土地から独立した物部氏による新郡であるから、壬生氏一族よりなる行方郡の郡司の人々にとっては興味をひかない縁遠いものとして省略してしまったものかも知れない。黒坂命

についても、常陸国風土記茨城郡の郡名由来に、

時に、黒坂命、此の賊(國巢)を規はかり滅はさむと、茨うばらをもちて城を造りき。この所以に、地の名を便ち茨城と謂ふ。

とあるほど茨城郡としては重要な人物であるのだが、その前に「大<sup>の</sup>臣の族黒坂命」とあって、大は多に同じで、神八井耳命を祖とする多臣の同族者かと考えられる。『新撰姓氏録』によれば、神八井耳命は那賀国造の祖となるのであって、何らか黒坂命と関連をつける意識のあったことは推定されるが、筑波・茨城郡の壬生氏よりは遠縁の行方郡の壬生氏にとって見れば、直接的には氏族と関係のない黒坂命の記事は不要とみなしたのかとも想像されるのである。従って、いずれの面からも志田氏の説は否定されなければならない。

更に注意すべきことは、前にも少し触れたことだが、行方郡の人によって開拓されたと思われる陸奥国行方郡の存在のことである。この陸奥の行方郡が蝦夷征伐の一大根拠地であったことは、『続日本紀』光仁天皇宝亀五年(七七四)七月二十日の条に、

陸奥国行方郡<sup>ニ</sup>災<sup>ヲ</sup>、燒<sup>ニ</sup>、穀<sup>穎</sup>二万五千四百斛<sup>一</sup>、

と特記していることからいえる。というのは、同じく『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)七月甲申の条に、

勅曰、今為討<sup>ニ</sup>逆虜<sup>ニ</sup>、調<sup>ニ</sup>発坂東軍士<sup>ニ</sup>限<sup>ニ</sup>来九月五日、並赴<sup>ニ</sup>集陸奥<sup>ニ</sup>多賀城、其所<sup>ニ</sup>須<sup>ニ</sup>軍糧、宜<sup>ニ</sup>申<sup>ニ</sup>官送<sup>ニ</sup>兵集有<sup>レ</sup>期、糧餉難<sup>レ</sup>繼、

仍量<sup>ニ</sup>三路便近<sup>ニ</sup>、割<sup>ニ</sup>下総国糶<sup>ニ</sup>六千斛、常陸国<sup>ニ</sup>一萬斛、限<sup>ニ</sup>来八月廿日以前、運<sup>ニ</sup>輪軍所<sup>一</sup>。

という軍糧の調達の問題を述べた中に、下総・常陸両国で一萬六千斛を運んだことを記しているのをみても、二万五千四百斛は大きな数字といわなければならない。それだけに陸奥国行方郡を一大軍

所となすほど開拓した、陸奥国における壬生氏の勢力をも想像すべきであろう。

また右の記事のように、軍糧の調達に困難な中に、常陸国那賀郡大領が常に積極的に私穀を軍糧に献納していることは特筆すべきことであって、『統紀』養老七年（七三三）二月戊申の条に、

常陸国那賀郡大領外正七位上宇治部直荒山、以私穀三千斛、献  
陸奥国鎮所、授外從五位下。

と見え、更に同じく天応元年（七八一）正月乙亥の条には、

下総国印幡郡大領外正六位上丈部直牛養、常陸国那賀郡大領外  
正七位下宇治部全成、並授外從五位下、以進軍糧也。

とあるように、軍糧を私力で陸奥の軍所に運んで破格の叙位に預っている。下総国の印幡国造と那賀国造と共同に行つたらしい記事は、国造本紀によれば、同祖的な意識をもっている氏族達であつてこの両氏の協力の背後に那賀郡の郡司である筈の壬生氏の力があつたことが想像される。そればかりでなく、常陸国としては陸奥にもつとも近く隣接する多珂郡、久慈郡の郡司達の私穀献納の記事が見えないのに、それらの郡をさし置いて那賀郡大領の記事の両度に亘つて特記されるのは、もと那賀国造で、那賀郡大領のもとに郡司を勤めた、土地きつての勢力家壬生氏の支持と協力があつてこそ、大領も献納し得たのではあるまいか。

さて、常陸国における式内社は二十八座を数えるが、そのうち、那賀郡と久慈郡とが共に七座を数えてもつとも多く、新治・茨城両郡は各々三座、鹿島・信太・筑波三郡は各々二座で、真壁・多珂の両郡は各々一座を見るのみであつて、河内・行方両郡には官社は存在しない。しかも那賀郡には、常陸国の名神大社七座の中の二座が

鎮座することは、この郡のかつての国造職にあつた豪族壬生氏や大化改新後大領宇治部氏の下に郡領を勤めたと思われる、この両氏の関係深さを考えざるを得ない。というのは、一郡で大社二座の鎮座するのは、他に鹿島郡だけであるが、この鹿島郡の二社も壬生氏の創建であることは、既に述べて来た通りである。さて、今、那賀郡における神名帳を見ると、

那賀郡七座大二座  
小五座

大井神社

青山神社

吉田神社名神  
大

阿波山上神社

酒烈磯前葉師菩薩神社名神  
大

藤内神社

石船神社

とある。ところで延式喜神名帳の配列順序は、国郡別に官社に預かつた順に書き継いだ体をとつて、特に整理を加えたあとがないといわれるが（官城榮昌氏「延喜式の研究」、論述篇「神名帳の成立」参照）、最初に掲げた大井神社は、和名抄に「那珂郡大井郷」とあり、正倉院御物の天平宝字元年十月を明記する白布に、「常陸国那賀郡大井郷戸主宇治部花麻呂」と見える大井郷にあつた神社に相違なく、郡として筆頭に官社に列する以上、由緒あるこの地の豪族の祭祀する神社であつたのであろうが、国史にも全く現われることなく、神位も明らかでない。ただ右の白布墨書に見える大井郷の人「宇治部」は、既に述べたように那賀郡大領の家筋であつて、統紀養老七年や天応元年に、「那賀郡大領外正七位上宇治部老直荒山」「那賀郡大領正七位下宇治部全成」などが

見えるから、大領家の氏神であったのかも知れない。ただ『新編常陸国誌』には、那賀国造家壬生氏の祖、建借間命を祭神としたのであろうと推定しており、『水戸市史』で時野谷滋氏も同意されている。もっとも常陸国風土記に見るように、大化以前の那賀郡国造は壬生氏であり、従って古来、壬生氏はこの地方に一大勢力をもっており、また既に述べた如く、宇治部氏と提携していたと推定されるから、この大井神社も建借間命を祭神としていたのかも知れない。その一つの根拠に、常陸国風土記で、この那賀国造壬生氏の創設した行方郡那家(郡役所)の記事の条に、

郡(郡家)の東に国くにつ社あり。此の県あがたの祇かみと号なづく。社もちの中に寒泉しづあり。大井と謂ふ。郡に縁よれる(郡衙の丘)男女、会集あひひて汲み飲めり。

とあって、那賀郡から独立し、壬生氏の絶対勢力下にあった行方郡の役所附近には、那賀郡の大井神社と同じような場所に、大井社を祭祀している。このことは那賀郡第一の古社大井神社は那賀国造家壬生氏の祖神を祭っていたのではないかと思われるからである。

さて、那賀郡にある名神大社二座のうち、酒烈磯前薬師菩薩神社の鎮座の由来については前記拙稿「常陸国風土記の成立と壬生氏」(実践女子大学紀要第八集、昭和三十九年三月)に詳述した通りである。今一つの吉田神社があるが、名神大社として昇格したのは、『統紀』仁明天皇の承和十三年(八四六)四月丁亥の条に、

常陸国那賀郡従五位下勲八等吉田神預ま之名神一。

とあることよって明瞭であり、続いて天安元年(八五七)「従四位下を授く」、貞観五年(八六三)「従四位上を授く」、元慶二年(八七八)「正四位下を授く」と、しきりに位階が進められている。しかし吉

田神社の祭神についてはよくわからないが、社伝では日本武尊と伝えている。常陸国風土記の現存本は、吉田神社の鎮座する那賀郡の条に省略多く、倭武天皇に関する説話は見えないのである。そして志田氏や時野谷氏は、吉田神社が官社に列したのは蝦夷鎮定の事業と関係があつて神々の加護を必要とされる時期、宝龜・延暦年間かといわれている。しかし、宝龜五年(七七四)から大規模に行われた蝦夷征伐も、弘仁二年(八一)に一応終止符をうっている。ところが、吉田神社の承和十三年(八四六)の名神大社の昇格も、天安元年(八五七)、貞観五年(八六三)、元慶二年(八七八)の度重なる位階進級は、蝦夷征伐も一応一段落した、かなり以後になって行われていることであつて、必ずしも蝦夷鎮定のための神々の加護とだけの理由とはいえないのではなからうか。

吉田神社の社務を行っていたのは、平安末期の承安二年(一一七二)十二月二十九日付の左弁官下文(吉田神社文書『県史料』所収)によれば「当社者以吉美侯氏二為三社(祢)宜二所レ令レ行三社務二とあるように、元来吉美侯氏が祢宜であつたらしい。ところが文書には、「而世及二滿季一、人好二凶惡一、在レ庁官人充二課非法之國役一、都諸人押二妨有レ限神境一、因レ茲去長承之比、有二事故一、以二当社々務一、所レ寄二付左大史小槻宿祢政重一也、其後相伝執二行社務二とあるように、小槻氏と交代させたといっているが、寛治四年(一〇九〇)付の宣旨(吉田神社文書)には、「大祝大舍人□□」の左に、「官司正六位上吉美侯□□」(吉田神社文書)と記されているから、平安時代末期まで吉田神社の社務をとっていたのは吉美侯氏であつたことは明瞭である。

さて吉美侯氏は、君子、公子、吉弥(祢)侯とも書く。吉美弥部(吉弥侯部)と書くのは、天平宝字元年(七五七)三月、君子部を改めたの



である(統紀)。ところで吉美侯氏は俘囚の出身であるといい、帰順した蝦夷の中で、内地の生活によく同化したものを指し、胆沢公のように君・公の姓をもつものであるといわれている(『水戸市史』<sup>二六七頁</sup>)。確かに吉美侯氏は『類聚国史』俘囚の項弘仁十三年(八二二)九月癸丑の条に、「俘囚吉弥侯部小槻麻呂云、己等自<sub>レ</sub>帰<sub>二</sub>朝化<sub>一</sub>、経<sub>二</sub>廿箇年<sub>一</sub>、漸染<sub>二</sub>皇風<sub>一</sub>、兼得<sub>二</sub>活計<sub>一</sub>、伏望<sub>二</sub>為<sub>二</sub>編戸民<sub>一</sub>、永從<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>云々」とみえ、同書天長元年(八二四)十月戊子の条に、「常陸国俘囚公子部八代麻呂等廿一人願<sub>レ</sub>從<sub>二</sub>課役<sub>一</sub>許<sub>レ</sub>之」等が見え、常陸国の俘囚に吉美侯部氏を名乗っていることは事実であり、右の吉弥侯部小槻麻呂が熟蕃とはいえ、弘仁十三年より二十数年前といえ、平安初期延暦年代ごろ帰順し、奴婢として常陸国に連れて来られたものと思われる。ところが延暦より遙か以前の、天平勝宝四年(七五二)に多珂郡から貢納された正倉院蔵の白布伎楽大孤児面袋の墨書の中に、「郡司擬少領無位君子部臣足」の名が見えることである。天平勝宝年間という時点に、重要な常陸国の郡領に俘囚を当てることは到底考えられない。むしろ、当時多珂郡の豪族であったと目されるし、同じく天平勝宝四年十月附の正倉院蔵の白布の墨書にも、「常陸国那賀郡吉田郷戸主君子部忍麻呂」の名が見え、前記吉田神社の所在地と目されるだけに、官司の吉美侯氏との関係も辿れて吉美侯氏は俘囚ではないとすべきではなからうか。たゞ後になってから、蝦夷の俘囚の一群で常陸国に連れて来られて吉美侯氏の奴婢となり、一層熟して部曲と認められ、吉美侯氏の組織に組み込まれた者があったと考えるべきではなからうか。私は「常陸国風土記より見る壬生氏と毛野氏との関係」という論文(『実践文学』<sup>二十三号</sup>、昭和三十九年十二月)で、毛野氏と、その一族と目される壬生氏との陸奥国における活躍振りを記し、吉祢侯部

は「上毛野朝臣同祖、豊城入彦命六世孫奈良君の後なり」と『新撰姓氏録』左京皇別に見ることなどから、恐らく吉祢侯氏は上毛野・下毛野両氏の同族として、また同じ毛野族出としての壬生氏とも提携し、多珂、那賀郡に勢力を振り、更に壬生氏と共に陸奥の東部開拓へ進出して行ったのではなかつたろうかと推定したのである。

従って那賀郡吉田郷の吉祢侯氏も、国造時代には那賀国造壬生氏と結び、この地の開拓に努力し、大化改新以後大領の宇治部氏へも協力し、従って吉田神社は大領の祭祀にも預り、大領の前記のような朝廷への積極的な献納により、吉祢侯氏や壬生氏の仰ぐ日本武尊を主祭神として名神大社にも列することとなったと見るべきではなからうか。『続日本紀』の称徳天皇神護景雲三年(七六九)三月辛巳の条に、陸奥国を開拓した豪族達に賜姓が行われているが、その記事の後の方の記載を見ると、

白河郡人外正七位下<sub>ニ</sub>靱大伴部<sub>一</sub>継人、黒川郡人外從六位下<sub>ニ</sub>靱大伴部<sub>一</sub>弟虫等八人、靱大伴連、行方郡人外正六位下<sub>ニ</sub>大伴部<sub>一</sub>三田等四人、大伴行方連、苅田郡人外正六位上<sub>ニ</sub>大伴部<sub>一</sub>人足、大伴、苅田臣、柴田郡人外從八位下<sub>ニ</sub>大伴部<sub>一</sub>福麻呂、大伴柴田臣、磐瀬郡人外正六位上<sub>ニ</sub>吉弥侯人上<sub>一</sub>、磐瀬朝臣、宇多郡人外正六位下<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>文知、上毛野陸奥公、名取郡人外正七位下<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>老人、賀美郡人外正七位下<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>大成九人、上毛野名取朝臣、信夫郡人外從八位下<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>足山守等七人、上毛野鋏山公、新田郡人外大初位上<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>、豊庭、上毛野中村公、信夫郡人外少初、上吉弥侯部、広国、下毛野静戸公、玉造郡人外正七位上<sub>ニ</sub>吉弥侯部<sub>一</sub>念丸等七人、下毛野俯見公、

となつている。この記事の中に見える吉弥侯部を俘囚と見ることは出

来まい。列記されている上毛野君、下毛野君と家筋が近く、もともと毛野一族として壬生氏と同様に、天皇家とか皇族とか豪族の部民であって、毛野氏を伴造氏族としたものとみてよい。それというのも、右の記事の中で注目されるのは、「靱大伴部」の存在である。

靱は靱負で、地方国造の子弟によって編成される朝廷の軍事力であって、宮廷諸門の警衛にあたり、大伴連がこれを統率したのである。「日本書紀」景行四十年、日本武尊東征説話中の甲斐国酒折宮の条に、

即ち是の宮に居りまして、かぢのともせ 靱部を以て大伴連の遠祖武日に賜ふ。

とあって、靱大伴部というのであるが、この一族が陸奥国に進出し開拓に従事していたことが、右の神護景雲三年の賜姓でわかるのである。しかし、同じ「大伴」を名乗りながら、『統紀』神護景雲三年という右掲の同年の十一月己丑の条には、陸奥国牡鹿郡俘囚外初位上勲七等大伴部押人という俘囚の名が見え、『類聚国史』俘囚の項にも俘囚大伴部阿豆良妻子親族六十六人を日向国に配すとあるから、これらはさきに掲げた俘囚吉弥侯部というのと同じ称呼といえる。だからといって大伴部と称する部を俘囚に附けられた部名とばかりは言い切れないように、吉弥侯部もまた俘囚に附けられた部名とばかり断言することは出来ない。この場合は、むしろこれらが、大化前代に、毛野氏や大伴氏に組織されていたものといえるのではないだろうか。

奈良時代の称徳天皇の時点においてさえ、右の『統紀』の記事が示すように、諸氏族は陸奥へ進出し発展していたのであって、大伴氏についていっても、既にそれより古く、常陸国にその氏族の統

率する部民が進出していたことは、多賀郡には大伴郷があり、久慈郡には久米郷があることなどからも推定されるのであって、恐らく前掲の日本書紀に見える大伴武日の説話や、古事記のヤマトタケル説話の末尾に、

凡そ此倭建命、国を平げに廻り行でます時、久米直の祖、名は七拳脛、恒に膳夫と為て、従ひ仕へ奉りき。

と殊更に記載されているなどと無関係ではないのであろう。こうした部民達や、恐らくその人々を世話していたこの地方の有力者で、しかも、前に詳述した如き理由から、ヤマトタケル説話を奉じた壬生氏等が、大伴部・久米部と共に、東国や殊に常陸国から陸奥にかけて、ヤマトタケル説話を一層生成して行ったと見てよいのはなからうか。

以上のことから考えると、志田淳一氏の「常陸風土記の省略をめぐる問題」なる論文の結論ともみるべき、「常陸風土記の神社に関する説話、倭武天皇に関する説話が残され、他は原則として省略され」〔「日本歴史」昭和四十四年二月号、三十五頁〕という説は否定されなければならない。そして前に部分的には引用したが、省略部分の見えない行方郡の冒頭近くで、郡家〔郡役所〕の東方、西方、南方に当る附近の状況を述べた三条を再び掲げて見ると、

郡〔郡家のこと〕の西に津済あり。謂はゆる行方の海なり。海松、及、塩を焼く藻生ふ。凡て、海にある雑くまぐさの魚は載するに勝ふべからず。但、鯨鯨は曾より見聞かず。

郡の東に困たにつ社あり。此を県あがたの抵かたと号す。社の中に寒泉あり。大井と謂ふ。郡に縁れる〔郡衙の近くに住んでいる〕男女会集ひて汲み飲めり。

郡家の南の門に一つの大きな槻あり。其の北の枝は、自から垂りて地に触り、還、空中に聳ゆ。其の地は、昔、水の沢ありき。今も霖雨に遇へば、庁の庭に湿漑まる。郡(郡家)の側の居邑に、橘の樹生へり。

とあって、これらは明らかに、志田氏の立論の範疇には入らない条々の記載である。一見、この行方郡の郡役所の所在する周辺の、大したこともない記事ではあるが、郡司や郡家の人々にはなつかしい記載である筈である。その記事を、敢えて行方郡の条にのみ残存させているところに、現存常陸国風土記の成立上の重要な理由が隠さ

## 白髪までに

十八年正月、白雪多に零りて地に積むこと数寸なり。時に左大臣橋の卿、大納言藤原豊成の朝臣及び諸王臣等を率て、太上天皇の御在所中宮の西院に参入りて、掃雪に供へまつりき。ここに詔を降して、大臣参議并せて諸王は、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫は南の細殿に侍はしめて、酒を賜ひて肆宴し給ひき。詔し給はく、汝諸王卿等、いささかこの雪を賦して各その歌を奏せといふ。

左大臣橋宿禰の、詔に応ふる歌一首

れているのではないだろうか。行方郡郡司壬生氏は、その一族は陸奥国に行方郡や行方郷を創設するほど進出しており、『日本後紀』延暦二十四年七月の条には、「常陸国人生部連広成授二從八位下、以下出私物、屢救貧民上也」と見えるほど、一族は富豪として栄えていたのであって、それら一族の中で、行方郡を創設し、行方郡司として活躍した一族の人の手によって、誇ある一族の歴史を子孫に残すべく、現存省略本は作成されたものと私は思っている。いわば、現存する常陸国風土記は壬生氏伝来本といってよいのである。

(四四・一〇・二五)

## 尾崎暢殃

降る雪の白髪までに大皇に仕へまつれば貴くもあるか (万葉集・三九二)

一

右の応詔歌の初句は、枕詞を構成する為の修辭上の必要から布置されたこと、いうまでもない。しかしそこに今一つ、「降る雪の」の句の用いられるべき、伝統の脈理のあったことが考えられる。作者自身、意識しなかったかも知れないが、実景でもあり豊年の前兆